○総務省告示第三百四号

通信番号計画(今和元年総務省告示第六号)の一部を次のように変更する。電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気

令和元年十二月二十五日

総務大臣 高市 早苗

、これを加える。 店として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは付した規定(以下「対象規定」という。)は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で囲んだ

変 更 後					変 更 前					
[第1・第2 略]					[第1・第2 同左]					
第3 利月	月者設備識別番号に	関する事項		第	第3 [同	左]				
á	電気通信番号 電気通信				雷	気通信番号	電気通信			
		番号によ					番号によ			
		り識別す					り識別す			
		る電気通					る電気通			
		信設備又					信設備又			
電気通	電気通信番号の	は提供す	電気通信番号の使用に関する条件		電気通	電気通信番号の	は提供す	電気通信番号の使用に関する条件		
信番号	構成	べき電気			信番号	構成	べき電気			
の種別	11179/4	通信役務			の種別	113794	通信役務			
		の種類若					の種類若			
		しくは内					しくは内			
		容					容			
[略]	I				[同左]	I				
データ	0200DEF	携帯電話	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気通信番		データ	020CDEF	携帯電話	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号を使用する		
伝送携	GHJKLMN	又はPH	号の構成が回200DEFGHJKLMNであるものに		伝送携	GHJK	又はPH	にあっては、次のとおりとする。		
帯電話	(ただし、英字	Sに係る	限る。以下「0200番号」という。)を使用する者に		帯電話	(ただし、英字	Sに係る	1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第		
番号	は十進数字とし	役務(い	あっては、次のとおりとする。		番号	は十進数字(C	役務(い	号) 第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設		
	、DEFGHは	ずれも主	1 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14			は0及び4を除	ずれも主	規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条		
	総務大臣の指定	としてデ	号) 第4条第1項第6号に規定する基地局 (無線設備			く。) とし、C	としてデ	1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則		
	により電気通信	ータ伝送	規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第			DEは総務大臣	ータ伝送	49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を		
	事業者ごとに定	役務の用	1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第			の指定により電	役務の用	用するものに限る。) の免許若しくは予備免許を受		
	めるものとする	に供する	49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使			気通信事業者ご	に供する	、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第13		
	。)	ものに限	用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け			とに定めるもの	ものに限	号) 第27条の13第1項の認定を受けていること。		
		る。) に	、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131			とする。)	る。) に	2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種		
		係る端末	号) 第27条の13第1項の認定を受けていること。				係る端末	定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号に		
		系伝送路	2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指				系伝送路	る呼の接続を行わないこと。		
		設備及び	定電気通信設備との間でデータ伝送携帯電話番号に係				設備及び			
		当該設備	る呼の接続を行わないこと。				当該設備			
	020CDEF	に接続さ	第1 自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号(電気				に接続さ			
	GНЈК	れる利用	通信番号の構成が回20CDEFGHJKであるも				れる利用			
	(ただし、英字	者の端末	のに限る。以下「020C番号」という。)を使用				者の端末			
	は十進数字(C	設備等(する者にあっては、次のとおりとする。				設備等(
	は0及び4を除	移動する	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地				移動する			
	く。) とし、C	無線局の	局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通				無線局の			
	DEは総務大臣	無線設備	信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技				無線設備			

	の指定により電気通信事業者ごとにより電に定る。)の表に定る。)の会和3年12月末でに定しまでに定した。)	であるも のに限る 。) (注 3)	許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電				であるも のに限る 。) (注 3)		
[略]				4	[同左			[FI]+-]	
IMS I	は $441\frac{N_1N_2}{N_3}$ N ₃ から始まる 15桁の十進数字 (ただし、英字に添字を付したものは定により電気通信事業者ごとに定める。)	回線設備 に接続す る利用者	自ら指定を受けてIMSIを使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 電気通信回線設備に接続する利用者の端末設備等を識別するための設備を設置すること。 2 呼の発信を目的として使用しないこと。		IMS	は $441\frac{N_1N_2}{n}$ から始まる 15 桁の十進数字(ただし、英字に添字を付したものは経務大臣の指定により電気通信事業者でとに定める。)	[同左]	[同左]	
[注1・2 略]3 主としてデータ伝送役務の用に供するものには、次のいずれかに該当するものは含まないも						• 2 同左]			
のと	.としてテータ伝送 する。) 略]	佼務の用に	快するものには、次のいすれかに該当するものは含まな	15		[同左] (1) 同左]			

(2) 音声伝送役務の提供の用に供するもの。

「(3) 略]

「4 略]

「第4・第5 略]

別表第4 本人特定事項の確認方法

「1 略]

- 2 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法 2 「同左] とする。
- (1) 自然人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか
- イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち 6(1)又は(3)に - 定めるもの (6 (1) ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」とい う。)の提示(6(1)口に掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。口及びハに おいて同じ。)の代表者等からの提示を除く。)を受ける方法

「口略」

ハ 当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに 掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は6(1)ハに掲げる書類及び6(1)ロ、ニ 若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類(3に規 定する補完書類をいう。二及びヌにおいて同じ。)の提示(6(1)口に掲げる書類の提示に あっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。) を受ける方法

「ニ~ト 略]

- チ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に 定めるもの(以下チ及びリにおいて単に「本人確認書類」という。)の送付を受け、又は当該 最終利用者の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路 が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは 本人確認用画像情報(当該最終利用者又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェア を使用して撮影をさせた当該最終利用者の本人確認書類(6(1)イからハまでに掲げるものの うち一を限り発行又は発給されたものに限る。)の画像情報であって、当該本人確認書類に記 載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認する ことができるものをいう。)の送信(当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェア を使用した送信に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に 記録されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要 郵便物等として送付する方法
- リ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の現在の住居の記載がある本人確認書

(2) 音声伝送役務の提供の用に供するものであって、当該役務のうち当該役務の利用者(特 定の利用者を除く。)が当該役務を利用する際、電気通信番号を認識できるもの又は直接 若しくは他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行 うものの提供の用に供するもの。

「(3) 同左]

[4 同左]

「第4・第5 同左]

別表第4 「同左〕

[1 同左]

(1) 「同左〕

イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち 6 (1) 又は (3) に 定めるもの(6(1)ハからホまでに掲げるものを除く。ホ及びへにおいて「写真付き本人確認 書類」という。)の提示(6(1)口に掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。 ロ及びハにおいて同じ。)の代表者等からの提示を除く。)を受ける方法

[ロ 同左]

ハ 当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに 掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は6(1)ハに掲げる書類及び6(1)ロ、ニ 若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類(3に規 定する補完書類をいう。二及びりにおいて同じ。)の提示(6(1)口に掲げる書類の提示に あっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。) を受ける方法

「ニ~ト 同左〕

チ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち 6(1)又は(3)に 定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載され ている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等 として送付する方法

「新設]

類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該最終利用者の本人確認書類の写し及び当 該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類(3(3)に掲げる書類にあっては、当該最終 利用者と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該最終利用者の現在の住居の記載が ないときは、当該補完書類及び他の補完書類(当該最終利用者のものに限る。)とする。)若 しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくは その写しに記載されている当該最終利用者の住居(当該本人確認書類の写しに当該最終利用者 の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該 最終利用者の住居)に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送 付する方法

ヌ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることが できる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、写 真付き本人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに 足りる事項、本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当 該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の 提示を受けたときは当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書 類又は補完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているもの に限る。)により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

ル~ワ [略]

[(2) 略]

「3・4 略]

5 特定事業者は、2(1)ロ、チ若しくはリ又は(2)ロからニまでに掲げる方法(ロ及びハに掲げる場 5 特定事業者は、2(1)ロ若しくはチ又は(2)ロからニまでに掲げる方法(ロ及びハに掲げる場合に 合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う場合において は、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に 掲げる方法のいずれかによることができる。

「(1) ~(3) 略]

[6 略]

崇 宗

[一 容]

2 この告示の施行の察現に使用されている電気通信番号について法第五十条の二第一項の認定(法 2 この告示の施行の察現に使用されている電気通信番号について法第五十条の二第一項の認定(法 第五十条の六第一頃の変更の認定を含む。)を行う場合であって、炊の各号に掲げるときその他総 務大王が特に認めるときは、第3の表及び第4の表の規定は、これによらないことができる。

[]・1] 魯]

- 前項の規定の適用を受けた音声伝送機帯電話番号(前項第一号に掲げるときに使用されるものに **限る。以下この頃において同じ。)は、炊に掲げる事頃を電気通言番号の使用に関する条件に加え** るものとする。
- 自ら指定を受けて音声伝送機帯電話番号を使用する者にあっては、音声伝送機帯電話番号による。 り識別される端末設備等が0200番号を使用することができないときその他やむを得ない事情

リ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることが できる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、本 人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事 項、本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を 受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受 けたときは当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補 完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限 る。)により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

ヌ〜ヲ [同左]

「(2) 同左]

[3・4 同左]

あっては、括弧書に規定する方法に限る。)により本人特定事項の確認を行う場合においては、取 引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる 方法のいずれかによることができる。

「(1)~(3) 同左]

[6 同左]

亲 忌

第五十条の六第一項の変更の認定を含む。)を行う場合であって、炊に掲げるときその他の総務大 王が特に認めるときは、第3の表及び第4の表の規定は、これによらないことができる。

[1・1] 恒刊]

[海設]

以降は新たに付番をしないこと。 案して総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要と認めるまでの間を除き、令和四年一月一日携帯電話番号を使用する者(利用者を含む。)の0200番号への移行の状況その他の事情を勘があるときに総務大臣が電気通信番号の指定に当たり必要があると認めた場合における音声伝送

電話番号について0200番号への移行を進めること。
伝送携帯電話番号を使用する者にあっては、令和四年一月一日以降使用されている音声伝送携帯一日ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者及び卸電気通信役務の提供を受けて音声

4 [器]

[[교 시]

備考(表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三

- 行する。 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、令和二年四月一日から施
- 申請について認定又は認定の拒否の処分があるまでの間は、この限りでない。の六第一項の規定に基づく変更の認定を申請した場合において、その期間を経過したときは、当該合致させなければならない。ただし、当該電気通信事業者がその期間内に電気通信事業法第五十条この告示の施行の日から起算して三月以内に、この告示による変更後の電気通信番号計画の規定に2 電気通信事業者は、この告示の施行の際現に認定を受けている電気通信番号使用計画について、
- 提供されている電気通信役務の内容と同一である場合に限る。 1を使用して提供される電気通信役務の内容が、この告示の施行の際現に当該1MS1を使用して第3の表電気通信番号の構成の欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該1MSG十五桁の十進数字であるものに限る。)については、この告示による改正後の電気通信番号計画3、この告示の施行の際現に指定を受けている1MSI(電気通信番号の構成が441、凡2から始ま